

平成26年9月定例会 環境対策特別委員会（事前）

平成26年9月24日（水）

〔委員会の概要〕

丸若委員長

ただいまから、環境対策特別委員会を開会いたします。（10時34分）

直ちに議事に入ります。

本日の議題は当委員会に係る付議事件の調査についてであります。付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず理事者において説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

- 提出予定案件について（資料①）

【報告事項】

- 新・環境首都とくしま憲章（仮称）の素案について（資料②）

福井県民環境部長

それでは、お手元にお配りをいたしております環境対策特別委員会説明資料（その2）によりまして、9月定例会県議会に提出を予定いたしております環境対策関係の案件につきまして、御説明申し上げます。今回御審議いただきます案件は、平成26年度一般会計補正予算(案)についてでございます。私からは、歳入歳出予算の総括表について御説明を申し上げ、それ以外の関係につきましては、各所管部長から御説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

お手元の説明資料1ページをお開きください。一般会計・特別会計の歳入歳出予算についてでございます。一般会計の補正予算総額は、総括表の補正額の一番下の計欄に記載のとおり、675万円の増額をお願いいたしております。補正後の予算総額は、47億950万3,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。今議会に提出を予定いたしております案件の説明は、以上でございます。

続きまして一点、御報告させていただきます。お手元にお配りをいたしております、資料1をお願いいたします。新・環境首都とくしま憲章（仮称）の素案についてでございます。1の策定の趣旨といたしまして、昨年12月に策定いたしました、第二次徳島県環境基本計画の推進に向け、策定後10年を経過した現憲章を刷新し、県民や団体等の皆様方に、自主的な行動を進めていただくための新憲章を策定するものでございます。

2の素案の概要につきましては、主なものといたしまして、まず前文を、今を生きる私たちの決意を未来の世代に贈るメッセージという形で表現いたしております。次に、日常生活の様々な場面で、県民の皆様方に環境行動へつなげていただくため、基本的な行動別にまとめております。次に、将来を担う子供たちにも、環境問題に関心を持って主体的に取り組んでいただくため、キッズバージョンを新たに作成いたしております。

現時点の素案につきましては、資料裏面にお示しいたしております。なお、今後のスケジュールといたしましては、パブリックコメントを経て、新憲章（案）を作成し、議会に御報告の後、年内に決定することといたしております。また、年明けには、新憲章の普及啓発のため、シンポジウムの開催を予定いたしております。

報告事項は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

小谷農林水産部長

農林水産部関係の提出予定案件につきまして、御説明申し上げます。お手元の委員会説明資料1ページをお開き願います。平成26年度一般会計補正予算案についてでございますが、ただいまも全体の総括について説明があったとおり、今回675万円の増額補正をお願いいたしております。補正後の予算総額につきましては、23億7,043万5,000円となっております。また、補正後の財源内訳につきましては、全額、繰出金括弧内に示してのとおりでございます。

続いて3ページをお開き願います。農林水産部の主要事項についてでございます。農林水産政策課関係で、農業総務費の摘要欄①のア、新規事業でありますミツマタ活用地域経済循環事業におきまして、林業活性化及び地域経済の好循環を図るため、ミツマタを林内に植栽することにより、栽培したミツマタを紙原料として販売する新たな収入モデルを構築いたしますとともに、杉などの鹿食害対策、またその効果を検証する取組を支援するための経費といたしまして、550万円の増額補正をお願いいたしております。また、農村振興課関係では、農業総務費の摘要欄①のア、鳥獣被害防止総合対策事業におきまして、近年増加傾向にあります、カワウの食害対策及び農作物や人への加害レベルの高い日本猿群の生態動向調査など、鳥獣被害の総合的な対策を強化するための経費として125万円の増額補正をお願いするものでございます。

以上で、農林水産部関係の説明を終わらせていただきます。どうかよろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

丸若委員長

以上で、説明等は終わりました。これより質疑に入りますが、事前委員会における質疑につきましては、提出予定案件に関する質疑及び緊急を要する案件に限定するとの申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

木南委員

今、部長から、仮称だそうですが、新・環境首都とくしま憲章の説明がありました。現憲章というのは、十年前かな、16年3月に策定されたんですが、今回、新たに憲章を定めようとする理由を御説明いただけたらと思います。

割石環境首都課長

ただいま木南委員から、今回、新憲章を策定する理由について御質問いただいております。

今回の新憲章策定の理由でございますけれども、昨年の12月に第二次徳島県環境基本計画を策定いたしておりますけれども、計画に掲げる方向性の一つでありますライフスタイルの転換などを着実に進めていく必要があると考えております。このために県民とか団体等の皆様方が取り組む自主的な環境保全とか創造活動の具体的な指針を示すことが重要であると考えております。こうしたことから現行の環境首都とくしま憲章をゼロベースで見直しまして、自然エネルギーや環境面からの災害への対応など、新たな要素を取り入れた新憲章を策定することとしたところでございます。

木南委員

今、時代の移り変わりとともに、現憲章をゼロベースで見直すと説明があったわけですが、その環境というのは、基本条例があって、基本計画があって、逆かな、憲章があって、もしかしたら逆かも分かんけれども、そういうふうなのがあると思うんですが、ゼロベースで見直すと今回の憲章はどんな特徴があるのか、教えてほしいと思います。

割石環境首都課長

ただいま、今日お示ししております新憲章の素案の特徴について、御質問を頂いております。

先ほどの部長からの説明と若干重なる部分がございますけれども、前文につきましては、今を生きる私たちの決意を未来の世代に贈るメッセージという形で表現させていただいております。これは、ただいま委員のお話にありました県の環境基本条例の前文に、「健全で恵み豊かな環境を将来の世代に継承していくことを決意し」と表されている部分がございます。この思いにつきまして県民の皆様理解を深めて共有していただけるように、こうした形を採らせていただいております。

次に、個々の取組のまとめ方につきましては、現憲章では地球温暖化対策とか、あるいはごみゼロなど環境の問題の分野別に取りまとめをしておりますけれども、新憲章の素案では、日々の日常の生活の場で実践していただきやすいように、買うとか食べるとか、基本的な行動別に整理させていただいております。

また、これまで全ての県民の皆様を対象にしたものだけでございましたけれども、子供向けのキッズバージョンも新たに加えさせていただいております。

木南委員

地球温暖化というのは、一番問題として非常に大きくクローズアップされたんですが、3年半前の3.11以来、あのCO₂削減ってどないなったんかというふうに、今、ちょっと思うわけですが、地球温暖化、CO₂削減、あるいはごみゼロというのは普遍的なというか、ずっと続いた施策だと思います。今日頂いた資料に、買う、使う、食べる、捨てる、親しむ、変える、学ぶ、こんなふうに表にして表していただいておりますが、もう少し、憲章の中にどんなふうに盛り込むのか、書き込むのか。やっぱり憲章というのは理解しやすい、分かりやすいというのが要ると思うんですが、そのことについてもう少し踏み込んだ説明をしてほしいのと、もう一つは、キッズバージョンというのが新しく入るわけであ

りますが、素案の裏面の中にも書いてくれておるんですが、このことについてもう少し詳しく説明をしてほしいと思います。

割石環境首都課長

今回の憲章の素案についての表現方法とキッズバージョンについての御質問を頂いております。

先ほどの説明にもございましたように、現憲章はそれぞれ県の作る計画とかの分野別とか環境問題別に整理しておりますけれども、今回の憲章につきましては、こういった日常生活での買うとか食べるとかいうことの方野別に並べております。

ということで、例えば買うという問題でありますと、分野で申しますと、一番最初の「必要な物だけを買って、買い換える前に、活用できないかも一度考えてみましょう」というのは、ごみの削減とか、ごみを減らすという分野が入ってきております。一方、「家電を買い換えるときはLED照明などの省エネ機器を選びましょう」ということで、これは節電、先ほど委員おっしゃいましたように、気候の温暖化の問題といった分野での個々の取組という形で表現しております。

あと、例えば食べるでございまして、「徳島の旬の食材を使った料理を楽しみましょう」ということで、旬の食材というのはなるべくエネルギーを使わない形で生産されておりますし、徳島というのが地産地消という趣旨で、移動とか、そういった生産物を地域で消費していただくという趣旨で、これにつきましてもエネルギーの消費の削減という趣旨のものが入っております。

こういった形で、現行ですと分野別に並べた分が、行動別に、それぞれの分野が個々の行動に入り込んでいく形で、こうした表現でしたほうが日常生活で買い物に行くときにどういうことに気を付けたらいいとか、いざ何か物を食べる、御飯を食べる時にはどういうことに気を付ければいいかということについて行動に移しやすいものにと考えております。

あと、キッズバージョンにつきましては、子供さんに小さい頃から環境活動に積極的に取り組んでいただくことが、これからの徳島の環境を担っていただくためにも非常に重要ということで、特に子供さん向けに表現もなるべく易しいもので、基本的な日々の生活の中で実行していただきやすい項目を厳選して、こういった項目で、今後、子供さんにも環境活動に取り組んでいただきたいということで策定しております。

木南委員

こういう憲章というのは、ターゲットを絞ってどうとかいう話があるんですが、県民全体が私はターゲットだと思う。キッズバージョンというのは非常に大事なことで、今までにも環境教育かな、環境学習で学習してきたことを両親やおじいちゃん、おばあちゃんがたばこのポイ捨てをしたり、あるいは食べ残したり、いろんなときに環境教育、環境学習の効果で「おじいちゃん、それ、駄目」「お父さん、それ」「お母さん、駄目よ」と言っていて、環境に配慮した生活にだんだん向いてきたということも聞きます。ですから、キッズバージョンというのは、できるだけ分かりやすくというのはよく理解できますし、非常に

大事だと思っております。

もう一つは、ターゲットを子供と働き盛りだけじゃなくて、高齢者等も大事な憲章を理解していただく層なんでありますが、例えば食べるには地産地消しましょう、これは漢字ですから、ちょっと説明すると分かるんですが、フードマイレージと、こう来るわけですが、「フードマイレージって何」と、なかなか分かりづらい。あるいは「スマートメーターって何」というふうなちょっと分かりづらい言葉というか、和製英語といたしますか、かなりそういうものがあると思うので、このことも十分に気を付けた分かりやすい憲章にしてほしいなと思うんです。というのは、先ほども言ったように、基本条例があり、基本計画があり、憲章があるにもかかわらず、十分なPRというか、啓発というか、できていないのではないかと思います。そこらあたりも十分気を付けてほしいと思います。このことについて何か答弁がありましたら。

割石環境首都課長

ただいま、新憲章の普及等についてのお話だったかと思っております。

新憲章につきましては、現行の憲章もそうございましたけれども、県でも講座とか、またアドバイザー等を派遣いたしまして学校でいろいろ環境学習等を行っておりますけれども、そういった場を通じて普及啓発に努めたいと考えております。

また、今委員おっしゃいましたとおり、今回、策定委員会の中でも、家庭への普及ということにつきましては、子供たちを通じて家庭へそういった取組が浸透していくことが非常に重要ではないかということで、今回のキッズバージョンを作ったような趣旨も入っております。こういった形なるべく県民の皆様にご覧いただき、実践していただく形で普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

木南委員

環境というのは、これから将来世代のために残しておかなければならない地球環境でありますので、真剣に取り組んでほしいと思います。

もう一つ、地球環境といたしますと、CO₂削減が大きく叫ばれつつあったんですが、今、ちょっとバックしているようではありますが、その考え方の基本にはやっぱり強くあるんだろうと思うんです。

先日、経済委員会で岸本議員から出たと思うんですが、今日の新聞にも載っていますように、EV車が出てくると思うんですが、かなりというか徐々に市場に広まってきているということでもあります。EV車に限らず、ハイブリッドカーがかなり普及しまして、これはどちらかというとなんかガソリン主体でバッテリーが補助する形ではありますが、プラグインハイブリッドというのは、逆にバッテリーが主で燃料が補助すると。あるいはEV車、電気自動車は、電気のみでバッテリーのみで動く。こちらへシフトしていったら、次世代型といたしますか、液体燃料車というのがクローズアップされて、来年度かな、売り出されるということでもあります。

しかし、やっぱり車ができて……。これは給油とは言わないのか。いわゆる補給する所がないと、なかなかEV車にしても燃料電池にしても。燃料電池というのは、優れ物で

ありまして、災害時にかなりの家庭生活をフォローできるということで、多分、世界競争になるだろうと思うんですが、世界競争、技術競争に日本が勝たないかん。それにはインフラの整備もかなり必要だろうと思っておりますが、EV車あるいはハイブリッド、プラグインハイブリッド、あるいは次世代の燃料電池車に対しての県の考え方をお知らせいただきたいと思っております。

北川自然エネルギー推進室長

ただいま、次世代のエコカーについて御質問いただきました。

まず、EV、プラグインハイブリッドでございますが、6月補正予算におきまして、空白地帯の解消のために2か所設置をいたすということでお認めいただいたところでございます。EV車におきましては航続距離が200キロ程度でございますので、短距離に非常に強く、かつ燃費が非常にいいということでございます。当然、二酸化炭素も出しませんので、非常に私どもとしては推奨していきたいエコカーでございます。

一方、ただいま燃料電池車につきまして御質問いただきました。6月25日にトヨタ自動車から燃料電池車が今年度内に発売されるという報道がございました。燃料電池車につきましては、電気自動車と並び、温暖化の原因となる排出ガスを出さない次世代のエコカーでございますが、メリットといたしましては、電気自動車より航続距離が延びまして、ガソリン車に匹敵する長距離を走れる。約600キロぐらい走れるという報道もございます。非常に大きな長所と認識しております。

ただ、今委員からお話がありました、燃料電池車とEVの違いというのは、EVは御家庭のコンセントで充電できるということで、インフラがなくても販売できるものでございますが、燃料電池車につきましては、水素ステーションというインフラとセットで供給が必要ということだと考えております。燃料ステーションにつきましては、今現在、全国都市部を中心に40か所程度設置されるという情報を聞いております。ですから、今現在は都市部のほうで発売されるというのが現状の認識だと思っております。

ただ、燃料電池車につきましては、水素でございますが、単純に二酸化炭素を出さないというものではなくて、自然エネルギーを使って電気を作っていく、その電気から分解によりまして水素を作っていくということになりますと、輸入に頼らない、原油高とかに左右されないものになってまいりますので、これは非常に注視していかなければいけない、推進していかなければならないエコカーだと認識しております。

木南委員

いや、それはよく分かっております。EV車あるいは燃料電池、水素を圧縮して搭載する。自然エネルギー、CO₂は出さない、化石燃料は使わない。それはよく分かって、将来的な見通しが明るいのもよく分かって、それで、県行政としてはこのことについてどういうふうに対応していこうとしておるのかというのが質問の趣旨です。よろしく。

北川自然エネルギー推進室長

どのようにということでございます。実は、水素につきましては、高圧ガス等ござい

ますので、専門の方の扱いになるものでございます。日常でも水素というのは余り関わりのないものでございますが、実は、徳島県内には水素を製造する会社がございます。こういったところに技術支援等とかを頂きながら、県としても水素ステーションの整備に向けてまして努力をしていきたいと考えております。

木南委員

燃料電池車についてはまだ将来のことで、しかし、備えあればということがあるので、十分に研究をしてほしいと思いますし、大都市でなければ乗れないという今の時代に逆行するような施策はとってほしくないと思っております。

今度、EV車についての答弁が余りなかったようなんですが、今日の新聞によると全国一少ないということが載ったりしてるんですが、環境首都とくしまとしては、環境に優しいEV車をどういうふうにして扱っていかうとしているのか、お答えを頂きたいと思えます。

北川自然エネルギー推進室長

EV車におきましては、CO₂を出さないことは当然でございますが、先ほど委員からもありました災害時の活用、電気に困ったときに避難所に電気を届ける、それから、ショッピングセンター等に置きますと、県外の方が乗っていただける、非常に売上げに資する効果とかがございます。

45基という報道はございましたが、今現在、58基が追加で申請されるということでございます。当然、民間の方が主体でございますが、これを含めると103基の充電インフラが整うこととなります。

私どもとしては、数も大事だと思っておるんですが、ネットワークを整備することが大事だと思っております。お認めいただきました県南のほうにつきましては、一番区間が空いておりました阿南から安芸、区間等が150キロあったものが、日和佐、それから海陽町でも設置できることとなりますので、区間が約30キロと非常に短いネットワークになっております。そういうことで、利用者の方、県民の方の電欠というんでしょうか、電気が切れることに対する不安を解消していくことが必要ではないかと思えます。

木南委員

103、今、46足す……、（「45足す58で103でございます」と言う者あり）45か。足す58。これ、何か補助的なものがあるのか、どういうふうな補助制度があるのかということの説明してほしいのが一つ。

あと、定規を使って距離だけ測ったのでは、ガソリンスタンドも同じなんですが、10キロ走るのに三角で20キロ走って充電しに行くのは非常に不便さがあるので、今、ガソリンスタンドが減ってきて、20キロ走らなんだらガソリンを入れられない場所ができたやに聞きますが、こんな状態にしてはならないと思うので、計画的に主要道路、あるいは迂回せ^{うかい}ずとも充電ができる、高速充電ですか、ができるようなネットワークを作ることが非常に大事じゃないかと思うんです。そこらあたりも十分に考えてしてほしいと思えますが、ど

うでしょうか。

北川自然エネルギー推進室長

補助制度につきましては、今現在、3分の2の国の補助制度がございます。充電スタンドを国が3分の2と、民間の自動車会社4社が共同で設置いたしました会社が残りの3分の1を支援いただける制度がございます。この制度につきましては、急速充電器、30分で80パーセントぐらいできる充電器でございますが、これが9月30日まで、それと残る普通充電器、ホテル等で一晩かけて、8時間程度かかりますので、こういったものが2月27日、今年度末まで申請できることになっております。

ネットワークにつきましては、今現在、民間、自動車のディーラーの方が先行して設置いただいているところでございます。それと、あと、一部のコンビニエンスストア、それから旅行会社がホテルに設置を決めていただいているところでございます。そういったところを見ながら、ネットワークの網の穴がないようにいろいろ考えていきたいと考えております。

木南委員

ちょっと聞き違いかも分らんね。今の説明では、国から3分の2の補助があつて、業界から3分の1あるの。自己資金は要らないということですか。

北川自然エネルギー推進室長

おっしゃるとおりでございます。少しだけあるのは、行政が設置する場合は、消費税分だけ頂けないといったところがありますが、一般的にはほぼ0で設置できるものでございます。それが、今月末までは急速充電器、普通充電器は今年度末までの申請でございます。

木南委員

それが分かって、しつこく聞きますが、県はどうする。これからの方針を教えてください。

北川自然エネルギー推進室長

現在、急速充電器と普通充電器がございます。私ども行政のほうでやっていくものにつきましては、普通充電器は8時間かかりますので、それを行政のほうで設置するのは少し……。1台占有してしまいますと皆様が広く使えないということで、急速充電器が必要であろうと考えております。

県の行動計画におきましては、この4年間で15基まで設置することとしております。現在、急速充電器が14基設置されておりました。あと2基、この6月補正でお認めいただいておりますので、16基ということで、県の計画としては達成しているところでございます。

今後の計画につきましては、民間の設置状況を見ながら考えていきたいと思っております。

木南委員

これ以上聞きませんが、ピンチをチャンスにというのが、今、よく言われておるんですが、徳島はブロードバンドが日本一というのは、これはピンチをチャンスに変えたと思うんですね。このEV車の導入というの。今、値段が高いですよ。しかし、インフラの整備というのがEV車を導入する大きなきっかけになるんじゃないか。今のうちにやっておくことこそ、この環境首都とくしまにふさわしいんじゃないかと思うので、このことを申し上げて質問を終わります。

大西委員

今、木南委員さんから新・環境首都とくしま憲章のことで質問がありました。私もこのことについてちょっとお尋ねをしたいと思います。

この憲章、今までもあって、これから新たなものになっていくという御説明がありましたけれども、素案について裏面に若干詳しく書いてある。いろいろ見させていただきました。かなり細かく、県民の皆さん方にこれをやっていただきたい、これを実行してもらいたいというような県からの呼び掛けというか、そういう憲章になっておるようでございます。子供たちに対してもキッズバージョンを今回新たに作るということでございますが、それぞれいいことを書いておりますし、また、私がこれまで委員会等でもっと積極的にやったらどうかというようなことも書いてございます。その中で、例えば食べるという項目で、「マイ箸、マイボトル、マイカップなどを利用し、使い捨てをやめましょう」とか、今、木南委員が言われた「電気自動車など次世代自動車の利用を進めましょう」とか、その上には「無駄なアイドリングをやめ、時間と心に余裕を持ったエコドライブを心がけましょう」とか、こういう項目が入っております。

それで、この素案を特に変更がなくこのまま憲章として制定して、県民の皆さん方をお願いをしていく、一緒に行動していきましょと働き掛けていくんだらうと思うんですが、木南委員さんも何回かしつこく言いますと言っておられましたけれども、私も同じ気持ちでございます。電気自動車だけでなく、県全体で憲章を見直して新たにやる、この憲章に対して具体的に県としてどのように取り組んでいくのかというのは、憲章だけ立派な憲章を作って、県民の皆さんやってくださいよと、みんなでやらなきゃいけないんですよと言うだけではなくて、やっぱり具体的に少しずつでもいいから施策が進んでいく、憲章の内容が進んでいくということにしなければいけないんじゃないかなと。

そうすると、私はやっぱり、まず随分より始めよで、この県庁内、出先の県の建物、機関、組織の中で、今までもあった部分があるんですけども、この新しい環境首都とくしま憲章に対応した県としての行動計画、あるいはこれについてはここまでやりましょ、先ほど電気自動車の充電施設については15か所ですかね、やることが決められておりますということなんですけど、それぞれやっぱり目標を決めるとか、そういう行動計画を決めていくことが少しずつでもこの憲章を実行ならしめることになってくるのではなかろうかと思えます。

これは県民の皆さん一人一人に訴える内容だと思います。そうすると、県として、組織、機関としてこういうふうやっていきます、こういうふう目標を持っていきますという

ことも必要ですし、もう一つは、今言ったように、県民一人一人に呼び掛けるものですから、じゃ、今度は県職員のお一人お一人、ここにいる皆さん方お一人お一人はこの憲章をどうやって実行していくのかと、あるいはここにいらっしゃらない3,000名ですか、の県庁職員、あるいは警察官、教員の方も入れた県に^{かい}関係する職員の方々がこの憲章をどうやって実行していくのかということが大事であり、隗から始めていかなければいけないと私は思うんですが、そのことについては、どのように考えられて……。

今、まず憲章を変更して、見直して制定して、それからなんですよなんていうことは、ちょっと聞きたくないんですよね。やっぱり、具体的に一步でも進めるということ、すぐにやっていかなければいけないと思うので、それを考えておりません、今後決まってからですなんていうことだったら、もう答弁要りませんが、これを決めるからには、今私が申し上げたようなことに対して、十分でないかもしれないけど、今こういうふうに考えていますとか、県としてはこういう行動計画をこの後作っていきますとか、県庁としては県職員一人一人が家庭に対してこういうふうに呼び掛けていきますとかというようなことがあってしかるべきだと思うんですが、何かございましたらお答えいただきたいと思いません。

割石環境首都課長

大西委員から、新憲章の啓発といった取組についての御質問だったかと考えます。

ただいま御質問いただきました新憲章の広報等につきましては、例えば本日お配りしております報告書にもございましたとおり、新憲章を決定次第、来年1月にはシンポジウムという形でこの憲章を普及啓発していくための作業をまず進めていきたいと考えております。また当然、ホームページでも掲載しますし、今後、現憲章は既に印刷物等を作っておりますけれども、そういった印刷媒体も通じまして普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

また、これまでの憲章と同じ形になる場合もございますけれども、県のほうでは、先ほど説明いたしましたけれども、講座とか、アドバイザーを各学校へと派遣いたしまして環境学習等、様々な環境に関わる取組の普及啓発を進めている事業がございますので、そういった場を活用してより普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

大西委員

今、割石課長さんお答えいただきましたが、私が聞いていることとは、同じようだけどちょっとかけ離れてるような気がするんだけど、委員長はどう思いますか、今の。

私がお聞きしているのは、この憲章に具体的に取組んでいくには、まず、県そのものがこの憲章に沿った行動計画を作ったり、県庁職員一人一人が、例えばですよ、この憲章に沿った行動計画表みたいなものがあるって、それを私はこういうふうに何日間実践しましたとかいうチェック表を作ったり、そういうようなことをして、まず、県の組織からこれをやっていかないと。そうしなければ押し付けになるんですよ、県民の皆さん方に……。県職員あるいは県の組織は、全然努力してないのに、県民の皆さん方、これをやってくださいよということになるんじゃないかということなんです。やっぱり県民挙げてみんな

でやっていこうと言うんだったら、まず、これを決めて。今までも決まってきました。新しく見直しをするということでありまして、啓発としてはそういうことでいいのかもしれませんが、チラシを作ったり。だけどそうじゃなくて、私が言ってる質問は、みんなでやっていくのに、県庁の職員としてこの憲章を見直したら、組織としてどうするのか。見直したのをきっかけに県庁職員も一丸となって、先頭を切って県民と一緒にやっていきましょうというのをどうやってやるんですかということ聞いてて、それは決意になるのかもしれないけども、今の答弁は全然違うと私は思うので、具体的に何か言えないということかもしれないけども、もう一回だけ。事前ですから、余りしつこくは聞きたくないけども、もう一回だけお聞きしたいと思います。

東端県民環境部副部長

ただいま大西委員から、新・環境首都とくしま憲章の素案に関する御質問でございます。素案を作るに当たって、県職員と申しますか、事業者としての県庁、そういったところがまず率先して取り組むべきではないかという御質問でございます。

御承知のとおり、事業者としての県庁職場はエコオフィスの事業計画を持っておりまして、電気の使用量でありますとか、あるいは冷暖房の適温を心掛けるとか、そういったことを全庁を挙げてエコオフィス活動ということで取り組んでおります。また、予算の都合がもちろんございますけれども、電気自動車なんかも県として率先して配備してということで、これまでも県庁の、環境に優しい事業者としての活動ということは計画的に実施しておりますが、とくしま憲章を新たに作らせていただくことを踏まえまして、この憲章の項目一つ一つを検証いたしまして、事業者としての徳島県のエコオフィス計画に反映できるように努めてまいりたいと思います。

それともう一点、職員個々の県民一人としての活動、日々の私生活も含めた活動の中で、とくしま憲章を踏まえた活動をすべきではないかと、県の職員が率先してという話もございます。この啓発、担当課長が答えました中にも、もちろん県庁の職員も県民の一人として入っております。そういった意味で、県庁内の職員にも普及をして、まずはこの憲章をそれぞれが私的な生活の中でも取り組めるように努めていく、そういう呼び掛けも全庁的にさせていただきたいと思っております。

大西委員

今、副部長から御答弁いただきましたけど、決意の域を出ない御答弁だったなと思っておりますが、事前ですし、是非、その決意を行動に変えていただきたいと思います。

具体的に、ちょっとだけ、それぞれ私が言ったことについて。要するに、今までも事業者としての県庁は、エコオフィスということではいろんなことをやってきてますと。電気の使用量も少なくしてますとか、いろいろ言われてました。それはそれで推進していただいていると思うんですけども、例えば、私、これできてないだろうなと思うのが明らかにあると思うんですよ。

ここの素案の中に、食べるって先ほど私が申し上げましたけど、「マイ箸、マイボトル、マイカップなどを利用して使い捨てをやめましょう」、これ、マイ箸でなくてもいいんで

すけど、例えば県庁の食堂は割り箸を使ってると思うんですよ。これはどうするんですか。できてないですよ、細かい話だけ。塗り箸もありますよね。だけど、選択できるようになってますよね。こんなことを言うのだったら、私はこの際、割り箸はやめて塗り箸だけにするとか、あるいはそれが嫌だったらマイ箸を持ってきてくださいとかということ県庁の中でできるんじゃないかなと思うし、これはできてないですよ。できてないのが明らかにここにあるわけですよ。それをどうするんですかということ私を言ってるんですよ。

例えば、変えるということに、「無駄なアイドリングをやめ、時間と心にゆとりを持ったエコドライブを心がけましょう」とあるんですが、県庁の車両は何台あるんですかね。200台ぐらいあるんでしょうかね。その200台全部が電気自動車ではないと思います。ガソリン車でアイドリングをしているのがあると思うんですが、県庁の中ではアイドリングストップはしてますかね。信号の時は全部エンジンを消してるんでしょうか。それから、この県庁内あるいはどこかに行ったときに、運転手の役割の方が、暑いので、上司が乗り込んできたなら、やっぱり涼しい所に乗ってもらわなきゃいけない、特に部長クラスが乗るときには、あらかじめアイドリングしてエアコンを掛けてるとか、そういうことは私は間違いなくあると思います。無駄なアイドリングをやめというのは、県庁の全車両のアイドリングストップを義務付けて、マニュアルを作って、運転する人はそういうふうにしてくださいって、これ、できてないと思うんですよ、明らかに。

ほかにもできてないのがあるかもしれませんが、こういうことがこの中に明らかにあるので、そういうことをどうするんですかということなんですよね。今まで電氣量を下げていくとか、エコスタイルにするとか、紙の量を減らすとか、そういうことはどんどん今までやってきました。目標値も設定してやってきたと思うんですけども、明らかにやってないことがあるんじゃないかと。それをやっぱり県庁としてもやるべきじゃないのかなと私は思います。

今言ったことをもし御答弁できるんだったら、前向きにですよ、御答弁できるんだったら答弁していただきたいし、県として前向きに、生協の食堂をどうするかとか、箸をどうするかとか、県庁の所属自動車を業務で使ったときのアイドリングストップの運動をどうするかとかいうことを今すぐでも言って、来年度には必ず実行しますと言えるんだたら言っていただければいいと思うんですが。もし、組合が文句言うとか、何かいろいろ言って難しいという思いがあって答弁できないんだたら、それは結構ですけども。私は、是非そういうことはやるべきだと思って、まず隗^{かい}より始めよということをお願いしたんですけども、もし何か御答弁できるようだったらしていただきたい。

東端県民環境部副部長

今、大西委員から具体的に取り上げていただきまして、それぞれ県の職員あるいは事業者としての県が取組できていない部分があるということで、取組を強化すべきという御意見を頂きました。

今ここで具体的に申し上げなくて恐縮でございます。憲章にそれぞれ一つ一つ書かれておることが、事業者としての県庁も率先して、あるいは県職員が率先して家庭で、あるい

は事業所で実施しなければならないということで、再度一つ一つ検証して、できることを実行していく、そういうふうな検討をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

大西委員

事前でもありますし、これはこれで指摘だけして……。ただ、県民に呼び掛けるだけでは、できてないことを呼び掛けるのだったら押し付けになります。くれぐれも県庁、県職員の皆さん方が努力をするという前提で新しい憲章を作って公布されるということでやっていただきたいと思っておりますので、要望しておきます。

それから、事前ですし、素人の私が考えただけでもここだけで御回答ができるような話ではないのかもしれないんですが、今非常に、自分自身が心配をしておるものがあって、それをちょっと聞きたいと思えます。

この夏、デング熱がはやりまして、高知の方も発症したんだったかな、それから愛媛の人も発症したんじゃないでしょうかね。どこでもらってきたかは知りません、そのウイルスを。だけど、想像するに、東京に行って、公園等の周辺にいた時に刺されて発症したんじゃないかと言われております。それで、そのことについてお話をしたら、いや、それはここで答えられんのかなという趣旨のことを言われたので、答えられる範囲で結構だと思います。これはいろんなところへまたがっているというのは私も分かりますので、この委員会でお答えしていただけるようなことで聞きたいと思えます。

まず、これは御承知のとおり、ヒトスジシマカ、通称やぶ蚊ですよね、この蚊に刺されて、その蚊がデング熱のウイルスを媒介しているということのようなんです。それに刺されて何人かが死んだみたいな話ではないので、大人の方が刺されてデング熱になっても何とかなるのかなと思うんですが、妊婦さんだったり、小さな子供さんだったり、お年寄りだったり、そういう方がデング熱になったら困るんじゃないかなと思います。

それで、環境問題として取り組めることはやっぱりやるべきでないのかなと思います。例えば、今までテレビでもいろんな方が言ってましたけども、蚊に刺されることに対して日本人は鈍感になると。刺されたらかゆいというだけの、膨れてるだけの話で、キンカン塗っておけばいいというような話で今までは終わってると思うんですよね。ところが、こういう状況になったら、例えば高知や愛媛で刺されてデング熱を発症した方、その方を自宅の周辺の蚊が刺した場合、その蚊がまたデング熱のウイルスを持つと言われております。最近地球温暖化で、これも環境問題とは陰に陽に関係してくると思えますが、蚊が死なない、あるいは死んでも蚊の卵にウイルスがそのまま残ってしまう。そして、それがボウフラになり、ウイルスが死なないで成虫の蚊になったときに、ウイルスがそのまま残っていることがあるように聞いています。そういうことを考えると、高知や愛媛でも、当然、徳島でもそういう可能性があるということですね。

そうなってくると、この対策を徳島県としてどうするというのが必要になってきまして、一つは、環境問題としては蚊を発生させないような環境作りをしていくことが大事なんじゃないかと。ある自治体は、蚊が発生するような水たまりであるとか、水をためておく所とかをなくす、あるいは水をためておく所については必ず消毒するというのを条例で決

めて、今後やっていくところもあるやに聞きました。徳島県としてもやぶ蚊はすごく多いですね。私もこの夏、何回も刺されました。本当に大丈夫かなと不安になります。そういう不安を払拭するためにも、県行政として、やぶ蚊に刺されないような、やぶ蚊の発生を少なくするような、そういう取組をしていくべきではないのかなと思うんですが、このことについてはいかがお考えでしょうか。

小椋自然環境戦略課長

ただいま、委員から、蚊を発生させない環境作りをしていくべきではないかという御質問いただいたかと思えます。

私のほうで十分お答えできるか分かりませんが、まず初めに、高知とか愛媛のこともあって、デング熱の感染の疑いというのが考えられるので、今現在、県としましては、県の基幹病院、医師会に国からの情報提供、それから、県内で疑いのある患者が発生した場合は迅速に対応できるよう、医療機関と保健所で体制を協議、検討しているところであります。それで、今後の発生を予防するに当たって、当然ながら蚊が媒介したんじゃないかという所は推定感染地域になると。やはり日頃から、蚊の幼虫の発生源にならないように、例えば下水溝ですとか、廃タイヤとか、空き缶なんかに入らないように注意していただきということで、今現在、県としてはホームページとか、それから、市町村もそうやって注意喚起してるとは聞いているところでございます。

大西委員

さっきのと同じで、答えられるところでいいですよとは言ったんだけど、蚊が、特にやぶ蚊が発生しないような体制作りをしたらどうでしょうかという質問なんですよね、県として。

そのためにはいろんな方策があるんじゃないかと思うんですが、例えばですよ、私、素人ですから分かりませんが、うちの実家もすごいやぶ蚊がいっぱい、玄関に行って鍵を開けようとする、すぐにうわっと二、三匹寄ってくるんですけども、それですぐ刺されることがあるんですが、そういうやぶ蚊の多い地域で殺虫剤、私もアース何とかというのを買って玄関に置いてあって、来たらシューとまいてますけども、例えば県として、そういうやぶ蚊の発生、あるいはやぶ蚊の成虫だったり幼虫だったりを駆除するために市町村に対して薬剤を提供する、そして、市町村はその市町村の地域によって、蚊の発生の多い地域に薬剤を散布するとか、散布してもらうために市民に配るとかということが考えられると思うんですけどね、素人いきには。例えばそういうことを県としては考えているとか、あるいはボウフラとか蚊が多い地域の地図を作るとかね。徳島県はみんなどこも多いかもしれないけど。自分の家にすぐ来るぐらいですから、どこに行ってもやぶ蚊がいると思います。素人が考えているので何とも言えませんが、そういうマップを作るとか、何か対策を県としてする必要がないのかなと。

それともう一つは、デング熱というのは、どこかで刺されて、あるいはデング熱のウイルスを持った蚊がトラックとかで運ばれて徳島に来るとことが考えられるので、例えば、来年の夏になるのかもしれない。だけど、定期的にやぶ蚊を採取して、デング熱の

ウイルスを持ってないかどうか県として検査をするとか、それをできたらすぐにでもしてもらいたいなど。まだ蚊がいっぱいおるので、そういうことをする検査体制とか。デング熱の患者さんが発症したら、そこで体制をとるやいうのではなくて、できたらデング熱の患者さんが発症する前にデング熱のウイルスを持ったやぶ蚊がいるのかいないのかということをやっぱり徳島県の行政としてこれから取り組んではどうかなど。例えばやぶ蚊を採取して、デング熱のウイルスを持ってないかとかを定期的にある地域で観測するとか、そういうことも考えられるんじゃないかなと思うんですが、全く方法はないんですかね。やっぱりやるべきなのかなという気はするんですが。県民に安心をしていただくためにもやるべきじゃないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

東端県民環境部副部長

ただいまデング熱についての御質問でございます。県としましては、去る9月10日でございますが、危機管理連絡会議を開催いたしまして、デング熱の発生が拡大するおそれも踏まえて、各部の周知、連絡を情報共有するとともに、患者が発生した場合に備えて迅速な対応ができるよう医療機関とかへの周知なりに努めておるところでございます。

委員の御質問としましては、この委員会担当部局、今申し上げた危機管理連絡会議というのは危機管理部あるいは保健福祉部が中心となって対応するということかと思っておりますけれども、この特別委員会に出席させていただいている部として何か対応がないかという御質問かと思っております。

そういう蚊を発生させない環境作りということで、水たまりをなくすとか、あるいは消毒をすとかいうことを条例で定めておる自治体があるという話もございました。施設で蚊が発生しないように努めるといいますか、そういうことは施設の管理者の管理責任の中で清掃なり安全な環境というものになるかと思っております。それぞれ基本的には管理者が日々の清掃なんかを通じて行っていただくようなところではないかと理解いたしておりますけれども、県としてそのあたり、どういう普及とか、あるいは具体的に挙げていただきました方策がないのか、他の自治体の例の研究にも努めてまいりたいと思っております。

大西委員

分かりました。このことについては、保健所関係、保健福祉部が中心なのかなと思うので、それ以上は答えができないのかなと思うので、できたら県民環境部として環境作りという観点から何か考えていただきたいというふうに要望しておきたいと思っております。

どうせ私も、これ、多分答えができないのかなと、今日はそんな話ばかりするので申し訳ないと思うんですけど。ちょっと難しいかなと思うんですが、夏から秋にかけてニホンウナギがいなくなって、これから稚魚を捕るのが厳しくなるという話なんですけど、これはお答えできる範囲だけで結構です。時間もありませんし。

徳島県も割と冬になったら稚魚を吉野川とかでば一っと光を放って、シラスウナギの採取の船がずっと捕ってるんですけども、徳島県の事業者、漁業者が影響するのかな、採取することが制限されるのかなと思うんです。徳島県としてはシラスウナギというのは、いわゆる生物的に魚を守っていくという観点で言えば、今回、国際会議で決まったようなシ

ラスウナギの漁獲高を削減するという事は、こちらの部局は歓迎するほうなのかなと思うんですが、どういうふうにして漁獲高を減らしていくんだろうかなと思うんですけども。それから、シラスウナギの保護という点では、県民環境部としてはどういうふうにして保護をしていくのかな、あるいは漁業者が困らないようにしていくのかなという疑問があるんですけども、時間もありませんので、ちょっとこの点についてお答えできる範囲でお答えいただきたいと思います。

梅崎農林水産部副部長

ウナギに係る御質問でございます。

先般、9月16、17日にウナギの国際的資源保護、管理に関する第七回の非公式の協議会が開催されまして、日本、中国、韓国及びチャイニーズ・タイペイの四者の間でウナギ資源の管理の枠組及び養鰻生産量の制限を内容とした共同声明が発表されました。

その中身は、各国でニホンウナギの池入れ量、養鰻場に入れる量ですね、を直近の数量から20パーセント削減し、異種ウナギ、ヨーロッパウナギなどについては直近よりは増やさない努力をするということです。二つ目は、ほかに措置の効果的な実施を確保するために、各国一つの養鰻管理団体を設立すると。その養鰻管理団体が集まりまして国際的な養鰻組織を設立するという事。三つ目が、法的拘束力のある枠組の設立の可能性について検討するという事になっております。

徳島県では昨年、平成25年に採取した量が1,303キロということでございます。現在のところ、水産庁が基準に基づく各県への配分量、それからその具体的な内容について、まだ示しておりません。県内のウナギ養殖業者、シラスウナギ採捕事業者に与える影響については、今のところ不明でございます。今後、動向を注視して適切に対応してまいりたいと考えております。

森本委員

大西委員の関連で。非常に的を射た話ですよ。環境の委員会に部長が4人いらっしゃるね。県民環境、農林水産、県土整備、それと教育長、4人いる。なぜ4人もいるかという事、やっぱり環境問題というのは多岐にわたるのであって、これ、今日初めて見せていただいたんですけども、環境首都とくしま憲章を作りました。これから県民に諮って、いろいろ最終煮詰めますという話。これは環境首都課が作られたんでしょうけどもね。やっぱり、ただの標語であってはいけない。これは一つ一つが非常に重い話なんですよ。

例えば冷暖房を心掛けましょうというのは、エネルギー全般に絡んでくる話で、太陽光から水力、ひょっとしたら原発の話にまで及んでくるような話ですよ。電気関係はね。あと、ペットは最後まで責任を持って飼えと、これだって殺処分0に向けた大きな行政課題になってくるわけなんですよ。これをやっぱり標語だけに終わらせちゃいけないと私はほんまに思う。

部長さん4人もいるので、これからのスケジュールを見たら簡単に行ってしまうようなのでね。やっぱり僕はシンポジウムまでにそれぞれがもっと深みを持った内容を。これ、何十項目もありますよね。20ぐらいありますけども、一つ一つ深みを持って担当の人がか

ちっと目標を定めて説明ができるようにしていかないと、これはもう憲章にならん。注意一秒けが一生と同じような話になってくるし、今捨てたたばこの温度が700度とか、これに近いような話になるでしょう。やっぱり、大変大事な話ですよ。箸の話にしても、間伐材の問題まで出てくる。間伐材の利用にまで及んでくる。非常にいいですよ、この憲章、本当に一つ一つが。だけど、環境首都課だけでさっと作られたのであったとしたら、もう少し各所で練って、シンポジウムまでに。聞かれたら、徳島県農林水産部はこういう考えを持ってこれをする、こうしたことを部長会なり課長会、知事を含めた中で検討していただきたいなと要望するというか、これは当たり前なことだと思うしね。代表で福井部長、お願いします。

福井県民環境部長

ただいま森本委員、また、先ほど大西委員、木南委員から、そういった新計画について個々具体的にということでございます。

正にその御指摘のとおりでありまして、この意味というのは各項目、非常に重うございますし幅が広うございます。そういった観点から、やっぱり各組織横断的に対応してまいりたい、このように思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

森本委員

大西委員が今日最初に本当にいいことを言っていたいて、そのまま憲章できたんやなという感じで、ああ、そうですかで終わるつもりでおったんですけども、やっぱり大切なことだし、一つ一つ見たら、23項目なんですけど、当然いろんな委員会でメインを張れるような、主役を張れるような課題ばかりですよ。憲章に盛り込むんですからね。飯泉県政の中で、主役を張らないかんような内容ばかりなのでね。今一つ、福井部長、約束を頂いたので、県庁内横断的に話をされまして、各部にきちっと認識を頂きまして、これやったら何部、これやったら何部って分かりますよね。そういうきちっと分類をして、シンポジウムまでに責任を持って、深みのある話を県民に向けて発信できるようにお願いをして終わります。

丸若委員長

それでは、午食のため休会いたします。（11時48分）

丸若委員長

それでは、再開します。（13時04分）

古田委員

まず、今日御説明を頂きました補正予算ですね。一つは、ミツマタ活用地域経済循環事業ということで550万円が組まれているんですけども、これはどういうための施策で、どういう地域にミツマタを植栽しようというのか、お伺いをしたいと思います。

西條林業戦略課長

ただいま、補正事業のミツマタ活用地域経済循環事業について、御質問を頂きました。

この事業は、国の地域経済循環創造事業交付金を活用して実施するものでございまして、地域の資源と地域資金等を結び付けて地域における経済循環を創造し、新たに持続可能な事業モデルの構築を行うものでございます。そして、このミツマタの事業につきましては那賀町で実施するものでございます。那賀町では野生鳥獣の被害が著しく、伐採後に造林を実施いたしましても、鹿の食害によりまして、柵の設置とかチューブの設置が必要となり、更新が困難などといいますか、費用が割増しになるという状況でございます。

一方、このミツマタにつきましては、鹿の食害を受けず、林内でも繁殖しているという状況でございます。そして、柔軟で細かくて光沢がありまして印刷に適しているということで、紙幣の原料として国立印刷局に納入されている状況もございまして、県内で三好市を中心に栽培、加工されておるところでございます。そして、ミツマタが鹿の食害に遭わないということでございます。こういうことで、平成24年度に那賀町の林業研究グループであります木沢林業研究会におきまして、ミツマタを活用し、鹿の食害地の復旧と紙幣原料としての販売、地域の山村での収入源として確立する研究を開始し、その状況によりまして今回の事業を実施するものでございます。

事業につきましては、交付金550万円と融資額200万円、計750万円で実施するものでございます。内容といたしましては、ミツマタを栽培して加工する時に蒸煮する必要があるということで、蒸煮釜でありますとか、保管庫、皮を剥ぐ機械、そういう設備に充てるということでございます。

そして、この効果といたしまして、山村地域で現金収入になるということでございます。それと、もう一つは女性や高齢者でも参画できるということ、それと、鹿の食害対策の新たな手法、杉、ヒノキ等との混植とか周りに植えるとか、そういう取組を実施していく事業でございます。

古田委員

是非、本当に鹿害で大変な状況ですので、那賀町でも成功できるように県も力を入れてやっていくということですので、お願いをしたいと思います。

それともう一つ、農作物の鳥獣被害防止対策費ということで125万円が計上されておりますけれども、簡単にこの取組についてお伺いをしたいと思います。

井形農村・鳥獣対策担当室長

ただいま質問のありました9月補正に計上させていただいております鳥獣被害防止総合対策事業についてでございますが、鳥獣被害対策につきましては、市町村等で構成します地域協議会が実施します侵入防止柵の整備や箱わなの導入等の総合的な被害対策などを支援しているところでございます。

これらに加えまして、カワウにつきましては、県内河川におけますアユなどの食害対策として、ロケット花火による追い払い、テグス張りによる防除に対して支援をしてくれているところであります。しかしながら、個体数の増加に伴いまして内水面漁業における食害

の深刻化が懸念されているところでございます。さらに、府県をまたがった移動も確認されていますことから、本年7月に中国四国カワウ広域協議会が設立され、広域の連携による被害対策の取組が検討され始めたところでございます。

また、猿におきましては、被害地域が広がりまして、市街地に出没が確認されるなど、更なる農業被害の拡大の発生に加えまして人的被害の発生が懸念されるため、群れを単位とした個体群の管理が急務となっているところでございます。

これを受けまして、今回の9月補正におきましては、一つ、カワウ対策としまして、専門家によるカワウの研修会を開催しまして、効果の高い被害対策、効率的な防除手法、適切な管理方法の普及を図っていくとともに、広域協議会における情報収集に努めまして被害の軽減につなげたいと考えているところでございます。

二番目、猿対策としましては、雌猿に発信器を装着し、より正確な行動範囲を把握するテレメトリー調査を県が広域的に実施することによりまして、猿群の位置を把握することでより効果的な被害対策に役立てたいと考えているところでございます。

古田委員

この125万円のうち25万円はカワウ対策ということで、研修会も開いていくということですが、関西広域連合などでもこのカワウが大変な被害をもたらしているということで取り組まれているようです。県内でどのくらい観測されているのか、そこら辺が分かりましたら、お尋ねをしたいと思います。

小椋自然環境戦略課長

ただいま委員から県内でカワウがどのくらい生息しているかとの御質問でございます。カワウの生息状況につきましては、鳥取県を除きます関西広域連合の関係府県で一体的に生息調査に取り組んでいるところでございまして、ここ最近3年間の生息状況としましては、年3回観測するんですが、その平均としまして、徳島県では平成23年度が1,494羽、平成24年度が2,368羽、25年度が3,248羽、生息が確認されたところでございます。

古田委員

23年度と25年度を比べますと倍以上になっているということで、内水面の漁業への影響などが懸念されているということで、追い払いなどをされていると思うんです。捕獲も併せてされているみたいですが、大体、年内どのくらい捕獲をしているものなんですか。

小椋自然環境戦略課長

カワウの捕獲数につきまして御質問いただきました。カワウの捕獲につきましては、一つは、有害鳥獣捕獲ということで、被害が出るので捕りたい、それからもう一つは、狩猟期に猟師の方が狩猟の過程の中で一緒に撃つという二つの方法がありますが、両方合わせまして、平成23年度が505羽、24年度が621羽、25年度が634羽と、ここ3年ですが、徐々に捕獲数も上げてきているところでございます。

古田委員

本当に鳥獣の被害対策というのはなかなか大変なことだと思いますけれども、それぞれの分野で取組を強めていただきたいと思います。

次に、旧森林林業研究所を今回売買するという事で、現地説明会もされて、10月8日には入札をするという運びでされているんですけども、地域の名東一丁目の皆さん方からは、敷地内にある排水路がもし売られてしまって確保されなければ、あの地域というのは、この前の台風11号でも大変な水害、床上浸水などもあったり、床下浸水も増えたりして、孤立化してなかなか外へも出ていけなかったという大変な状況があるんです。排水路の保全について県としてはどのようにお考えなのか、どのように取り組まれてきたのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

窪安全安心農業室長

御質問いただきました研究所につきましては、森林林業の試験研究機関といたしまして、徳島市の南庄町に設置をいたしておいたものでございます。農林水産総合技術支援センターの整備に伴いまして、26年3月末で用途を廃止いたしております。このため、旧森林林業研究所につきましては売却をいたすことといたしまして、9月1日に一般競争入札を行う旨の公告をいたしました。9月11日に現地説明会も実施いたしております。なお、入札予定日は10月8日となっておりますのでございます。

御質問の当該排水溝でございますけれども、これは施設内の雨水等を徳島市が管理をいたしております排水路に流すためのものでございます。旧の施設の今回の売却の手續に先立ちまして、公共利用等について徳島市などに照会をいたしております。その結果でございますけれども、徳島市のほうからは、この排水溝も含めまして売却用地の公用利用の希望がないこと、また、水路、いわゆる青線でないことが分かりましたことから、敷地全体を一般競争入札により売却することとし、所定の手續を進めているところでございます。

一方、委員からお話ございましたように、先日、地域の皆様方からこの排水溝を残してほしいとの御要望がございましたので、入札の現地説明会の参加者には排水溝の状況を詳しく確認を頂きました。また、県といたしましては、落札者に対しまして、改めて地域住民の皆様のお要望を誠意を持ってお伝えをしていきたいと考えてございますので、御理解くださるようによろしくお願いいたします。

古田委員

一般競争入札に公告をし、そして入札を10月8日に控えているということで、改めて排水路を残してその土地を売却ということにはならないと、今の現状では大変だということにはあるんですけども、町内会長さんをはじめ131人の方々が大変短期間で、一週間かからない状況で地域の方々みんなが署名をして、一緒に請願を出されている点を落札業者にもちゃんと伝えてくださるということなんですけれども、この排水路というのは、確かに市のそれぞれの排水路に流すための排水路なんですけれども、市の排水路よりも少し広めに旧森林林業研究所の敷地内を通っているんですよ。だから、大きな水が出たときには、市の排水路から分かれて敷地の上を通らせてもらって、次のほうへ行くという役割を

果たしているのですが、これが全部なくなってしまうと、もっと細くなってしまうと、ますますあの地域は浸水被害が広がるということで、確かに排水の問題は徳島市の問題であるんですけども、県もそこら辺のところは是非しっかりと市へ伝えていただいて、市が開発許可などを出す場合に、前の確保していた排水の容量をきちんと確保するように事業者にもしっかりと伝えることも是非お願いしたいと思うんですけども、そのところはいかがでしょうか。

柴折農林水産技術支援本部長

まず、委員から先ほど、今年の雨で当該地域で床上浸水があったというお話がございましたけれども、この件につきまして、徳島市ともずっと協議を続けておりますが、徳島市からはそういった被害があったというお話は聞いてございません。

それと、水路でございますが、当該敷地内に作っております排水溝につきましては、確かに幅が1メートル、深さ1メートルということで、かなり大きな排水溝でございます。敷地の三方を取り囲むように市の排水路がございまして、その一部は確かにこの排水溝より狭い部分もございまして、東側の排水溝につきましては、かなり規模の大きな市の公共排水溝であると考えております。

ただ、委員からもお話ございましたように、隣接の地域住民の方々からは非常に心配する声が上がっておりますので、これにつきましては、先ほど窪室長が申しましたように、9月11日の現地説明会の折には、参加していただきました不動産等の業者さんに十分現地を見ていただいて説明をさせていただきましたし、その時に現地の代表の方にも直接お話を伺うようにしてございます。また、その後、入札に向けまして正式な入札参加の申込みを受け付けておるところでございますが、申込みいただいた業者さんに関しましては、改めてこの地元の要望等について説明をさせていただいて、一定の理解が得られておるのではないかなと考えております。

さらに、10月8日には入札が行われて、恐らく落札者が決まろうかと思いますが、その際には落札者に対しまして、重ねて地元の御心配、御要望等について御説明して理解を得たいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

古田委員

県が売る段階でそういうことを考慮していただいたらなおよかったんですけども、そこまで残念ながら……。市のほうと何度も連絡をしていただいて、もし県が残せば市は管理をしますということまで町内会の方々には言うてくださったそうなんですけれども、残念ながら今のところそういう状況にありませんので、あと打てる手を最大限尽くしていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

次に、PCBの保管基準違反ということで、この前、徳島新聞に石井町の問題が報道されました。石井町の浦庄小学校に隣接する町の消防団倉庫に有害なポリ塩化ビフェニルの廃棄物が十年以上放置され、県の保管基準も満たしていなかったことが分かったという報道をされたんですけども、この件について、どういう状況であったのか、今、それは改善がされているのか、そのことをお伺いをしたいと思います。

大西環境指導課長

今、石井町のPCBの保管基準違反についての御質問を頂きましたけれども、去る9月18日、徳島新聞に今御説明があったような内容の記事が掲載されております。我々としては、この報告を受けまして、すぐさま当課職員が現地に向かいまして、立入調査を行うとともに、保管を担当しております石井町の教育委員会に状況を確認してまいりました。

PCBの廃棄物につきましては、いわゆる廃掃法の特別管理廃棄物に分類されております。その施行規則によりますと、保管場所については、周囲に囲いを設けて構造上安全な場所であること、飛散、流出の防止措置、地下浸透の防止、排水路等の設置というような構造上の基準に加えまして、特別管理産業廃棄物の保管場所や責任者を明示するように定められております。

今回、石井町の場合は倉庫であり、構造上の問題はなかったわけなんですけど、最後に申し上げました保管場所、責任者を明示する表示について、かつて表示されていたものが、今なくなっている状況になってございました。石井町では、ちょうど町議会でもその問題が出まして、即刻、その表示を再度付け、是正されておることを、我々、その場で確認してまいったところでございます。

肝腎の保管されているPCBにつきましては、まず、この間の町議会でちょうど補正予算が出されましたので、その補正予算でもって今年度中に速やかに日本環境安全事業株式会社、いわゆるJESCOと呼んでおるんですが、ここが唯一PCBの処理ができる事業者でございますけれども、その北九州の事業所に間もなく持っていかれて処理をされるということを確認しております。我々のほうもJESCOの受入手続が完了しておることを確認しておりますので、それでもってすぐに処理をされると。なお、まだ当分の間、倉庫に保管されますので、そのことにつきましては、管理基準を守ってしっかり対応するように指導して帰ってきた次第でございます。

古田委員

表示がされていなかったとことも確認をし、そして、今年中には北九州のほうで処理されることを確認されているということで一安心ですけれども、何度も私はこのPCBの件を取り上げさせていただいて、この26年度末までに全てのPCBについては処理をするよというのがもともとの決まりだったのではないかと思います。今現在、徳島県下ではどのくらい残っているのか、各高校等、県立高校などにはたくさんまだまだ残されているように思うんですけれども、その処理はどのようにされるのか、そのところをお伺いをしたいと思います。

大西環境指導課長

PCBの保管量及び学校での処理について御質問がございました。

まず、PCB廃棄物につきましては、委員が先ほど申されたように、平成26年というのが一つの目途で進めておったんでございますけれども、一つ、国のほうで大きな変化というのがございますので、その点をまず御説明させていただきたいと思っております。

PCB廃棄物につきましては、PCB特措法の施行令によりまして、平成13年7月から平成28年7月までの15年間に処理をするんだということが決められておりました。一方で、国全体で見ましたときに、PCBの処理がかなり遅れ気味であると。それと、低濃度のPCBであったり当初つかんでなかったような工場解体中に突然出てくるものもございまして、処理が全般的に遅れておるということも踏まえまして、国のほうで、平成24年に施行令を改正いたしまして、低濃度を含めた処理期限を平成39年3月までということで、10年延ばしてきたという流れがございまして。

徳島県が処理に出しております北九州につきましては、トランス、コンデンサーについては平成30年度末を目途に、安定器とか汚染物につきましては平成33年度を目途にという見直しがなされておまして、これがPCBの基本計画の中に書き込まれた期限でございまして。とするならば、処理期限に若干の余裕が生まれておるわけでございますけれども、我々としたしましては、まずは高濃度PCBは予定どおり今年度中にやりたいという形で現在進めておる状況でございます。

それから、処理の未了数でございますけれども、今現在、数を精査しておるところでございますが、平成24年度末、25年3月に一旦締めた数字で申し上げましたら、その時点でトランスが77台、コンデンサーが6,053台、安定器が1万9,819台という数になってございます。どちらにしましても、今年度、最終年度ということで、我々のやっておる関係上、一旦この平成25年度末に出していただいた数字をJESCOの処理計画のデータ、それから提出書類の突き合せ等をして、抜け落ちがないか精査をしておる状況でございます。

それから、教育施設についてのPCBの廃棄数でございます。これにつきましては、県教委のほうで計画的に処理されてきておると。御承知のとおり、学校再編とか耐震化に伴いまして、かなり年次的に進んでおまして、県教委のデータによりましたら、現在、未処理で残っておるのがコンデンサー11台、安定器が2,378台、これについては今年度処理をするということで、7,900万円余りの予算を計上しておるとございまして。これ、県立学校の分でございます。市町村立の学校についても同様に計画しておると聞いております。

古田委員

着実に処理が進んでいるという状況で、一安心なんですけれども、本当に南海・東南海、三連動地震がいつ起こるか分からないということもありますので、せっかくちゃんと密封して置いてあるのが飛び散ってしまったりするようなことがあれば発がん性にもなるということで、是非処理をできるだけ早く済ませていただきたいなと思います。

それと、こういう重要なものですので、今回の石井町のような保管基準違反というのが起こらないために、環境の管理員さんというんですかね、ずっと地域を回ったり、野焼きがあったりしたら回ったりとか、いろんな活躍をしてくださっているんですけれども、そういう人たちが保管場所を3年間で一巡するとか、何らかの形できちんと保管状況を民間も含めて監視することが大事ではないかと思うんですけれども、そのあたりのことはどのようにお考えでしょうか。

大西環境指導課長

今、県に環境監視員がいるということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、今年度、処理したいということで動いております。先ほども申し上げたように、今、最終突き合せをやっておりまして、特に公共団体ですね、それから保管数が多い事業者については、直接、担当者が参りまして、処理をやってくれという最後確認も含めて確認してまいる予定にしておりますので、その点、よろしく願いいたします。

古田委員

処理が完全にできるように。それと、製造の分野では、製造はとうに中止をしているんですけど、今現在まだ使われている物の中にPCBを含む物があると言われているんです。それは、古くなって使えなくなって取替えの際でないと、使用はまだまだ認められているということなんですか。そこら辺はどうでしょうか。

大西環境指導課長

現在まだ使用中の物については、廃棄物となってございませぬので、現には使用されておるところでございますけれども、我々としましては、そういった高濃度のものに加えまして低濃度のものもPCBの処理が進みますように、PCBの保管事業者に対しての説明会等を進めることによりまして、早期にPCBがなくなるように取組を進めてまいりたいと考えております。

古田委員

着実に進めていただきたいと思っております。

それと、今回、大きな災害で農林水産業では51億円余りの被害が出たと、それから、床上、床下浸水では約3,000棟に被害があったということで、私は、河川の環境を元に戻していくことが急がれると思うんです。流木の処理などは環境省がやってくると、それから土砂の除去に際しては、今回、必要性の高い所からやっていくということで、県土整備部のほうですけども、しゅんせつも2億円の予算が含まれております。

私は、木頭の小見野々ダムの方に行ったんですが、小見野々ダムの上流で大分たくさん浸水があったんです。那賀町の町営住宅が12棟あるんですけども、そのうち10棟までが床上浸水で、1棟に2軒ずつ入っておりますので、4軒は大丈夫でしたけれども、あの方の所は全部住めないということで、近所の町営住宅、ほかの住宅とか、いろんな所に移られて、全部は入っていませんでしたけれども、本当に見たらすごい。ここに住んでおられた方々は、浸水被害に遭われたその時どういう思いだったかな。逃げるのができずに2階にいたそうです。

町営住宅そのものは、10棟はもう取り壊さざるを得んと、住めないという町の考えですけども、そこは川のすぐそばにあるんですね。その上流に橋がありますけれども、橋は今までよりか6メートルぐらい河床が上がってしまっただけで、住宅のすぐそばは推してのとおりで、すごい土砂が詰まってるんですね。その町営住宅の上には個人のお宅があって、床上浸水と床下浸水になった家庭がたくさん出ているんですね。そのままの状

況で置いとけば、もし同じような集中豪雨になれば床上になってしまう、集落がなくなってしまうということで、住民の皆さんが大変心配されているんです。

ですから、河川の環境を元に戻すということで、河川に今どのくらい堆積がされているのかと。土砂災害のほうは4億2,000万ですか、1,000万でしたかね、地滑りなんかがある所、危険箇所を調べるということで予算が組まれてますけども、河川環境をよくしていくという点でも、今、土砂がどのくらいになっているのか、前の状況からしたらどうなのかという調査を是非やっていただきたいと思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

古井河川振興課副課長

ただいま古田委員から、那賀川の上流、出原と思いますけども、そちらのほうに土砂が堆積しているということで御質問いただいたところでございます。河川の土砂につきましては、日頃の河川パトロールによりまして、現地を確認してどのくらい堆積しているかを見ているところではございますが、今現在、手元にどれくらいたまっているかという資料を持っておりませんので、申し上げられないところですが、御理解いただきたいと思いません。

古田委員

今回の11号、12号の台風で更に堆積が増えてるんですよね。木頭の助という所では、道路で、国道になると思うけども、車の丈よりも高い、斜めに指すぐらいようけ水が来とった痕跡が残っておるんですよ、ごみがいっぱいたまってる。そこも見てみたら、今まで木頭のほういうたら溪谷美だったと思うんですけれども、河床は上がって、下流域の河原を見るような感じですよ。ですから、今までのデータの上に今回の台風の状況を受けて、やっぱり調査をしていただいて。なぜ漬かったかというたら、どんどん堆砂が増えていることで、ダムの上流では床上浸水やらが起きたわけですよ。ですから、その調査もきちんとしていただいて、除去するというところで取り組んでいただきたいと思うんですけれども。

古井河川振興課副課長

今後の取組についてでございますけども、今現在、痕跡調査というのをやっております、その結果を検証いたしまして、河川の堆積の状況とかも取り組んでまいりたいと思っております。

古田委員

お聞きしたいことはたくさんありますけれども、本当に集落が生き残っていけるように様々な所で取組を強めていただきたいとお願いをして終わります。

元木委員

私からも、環境首都とくしま憲章について、ちょっと私なりの所感を申し述べたいと思います。

これ、素晴らしい案で、少しでも多くの方に啓発をしていただいて、環境に優しい徳島

を実現していただきたいと願っておるところでございます。しかしながら、先ほどもいろいろ議論がありましたとおり、この個別の項目を見ておりますと、経済面あるいは健康面とかを踏まえるとブレーキが掛かっていくような項目もあるのかなと、こういう気がいたしております。

例えばマイ箸の推進の話がございましたけれども、林業分野においては木材の利用促進ということで、箸の需要をもっと高めていこうという取組も林業のところで行っておりますし、保健福祉部では糖尿病対策で食べ過ぎに気を付けようということで、食べ残しなんかはこれからもっと大いに残して、余り量食べられない人は無理に給食なんかも食べないでという指導がなされてるところもあるやにお伺いをいたしております。

最近では、障がいを持たれている方もたくさんおまして、例えば胃がんの手術を受けた人なんかは、病院食でもたくさんの食事が食べられなくて苦労しているという話も聞いております。そういう細かい話を言い出すと切りがないんですけれども、そういった方もいらっしゃるということもこの憲章にしっかりと盛り込んでいただいて、より幅広い方に受け入れてもらえる内容にしていきたいというのが私の意見でございます。

この中でキッズバージョンということで、子供さんをターゲットにした啓発というの、本当に大切な分野であろうかと思えます。しかしながら、最近子供さん以外にも外国人ですとか、先ほど申し上げました知的障がい者の方、あるいは認知症を持たれている高齢者の方々にとっては漢字がなかなか読みづらくて、すぐに内容を理解できないという声があるのも事実でございます。是非そういった方々にも配慮して、キッズというだけじゃなくて幅広い方が分かりやすい日本語でこの問題を捉えることができるような中身の濃い憲章にしていきたいと思っております。

災害時にも、災害情報がすぐにすっと入らなくて即座に動けなかったということが東日本大震災でもございまして、環境の分野でもやはり、身近に環境意識を高めていくためには分かりやすい日本語というのが大前提であろうかと思えますので、そういったことについても御配慮いただきたいと思っておりますけれども、御所見がもしございましたらお願いします。

割石環境首都課長

ただいま、新憲章につきまして分かりやすい表現をとということでお話いただきました。

現在、例えばキッズバージョンのほうでは、まず、小学校の低学年の方に分かっていたきやすいようにということで、漢字は小学校3年生までに習う漢字で作るということで、あと、自然の自だけ習ってるんですけど、然を習ってないような場合は、混ぜ書きはせずに平仮名にするという表現で統一させていただいています。

また、いろんな方に分かりやすい表現をとということで、今現在、振り仮名とか振っておりますけれども、印刷媒体とかにする場合には読みやすいように振り仮名を付けるとか、そういったことで広く皆様に御理解いただけるような表現というか、資料等で広報してまいりたいと考えております。

元木委員

ありがとうございます。分かりやすい表現、例えば文節の数を少なくするとか、いろんな工夫ができようかと思えます。是非、この憲章の分かりやすい日本語バージョンというのも同じようなレベルで情報発信をしていただいて、ホームページなり県のパンフレットなりを作っていただいて。難しい行政の書きぶりで憲章を作っても結構なんですけれども、それとまた別バージョンで、こういった7項目それぞれで読まれた方に具体的に何をしてほしいのかを是非分かりやすく発信していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それと加えまして、先ほども大西委員からありましたとおり、この憲章を作って何をするかというのが一番大切でございまして、私自身は最近、地元の清掃活動とかに参加して、参加者の数が減っておるなという声も聞いております。一方で、河川敷に捨てられているごみの数というのはそんなに減っていないんじゃないかなということで、この憲章を生かして県民運動として一斉に県民の方々が清掃活動するような契機にするとか、そういった取組につなげていただきたいと願っております。

県の職員の方々も、吉野川のアドプト・プログラムなんかで県がカバーしているエリアに寄って清掃活動もしていただいております。そういったことも一つの啓発になると思えますし、県の職員の方が住まわれておる地域の河川や道路の自治会あるいは婦人会、敬老会といった会の活動に自ら参加していただくというのも大事かと思えます。是非関連部局の職員の方々だけではなくて、幅広く県の職員の方々がそれぞれの地域でのエコ活動のリーダーとなるような取組をこの憲章を契機として進めていただければ私自身も有り難いかなと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、先般、畜産振興議員連盟という議員連盟の意見交換会がございまして、私自身も畜産議連の幹事として参加させていただきました。いろんな畜産業界のそれぞれの立場で要望が出されて、今、TPPの問題ですとか、飼料価格の高騰の問題等でいろんな苦労もされておる実態を聞いたところでございます。配合飼料価格の安定化ですとか、卵価の安定基金も枯渇しておる中で、今必死の状況で経営を成り立たせていっておるというのが畜産農家の方々の実情であろうかと思えます。

今日は経済委員会でございませぬので、この経済のほうはひとまず置いて、環境の視点から一つお伺いをしたいんですけれども、今、環境のバイオとか、その発電の話の中で家畜のふん尿を生かした発電ということで、ライブストックエナジー活用協議会という形で関係者が寄って、鶏ふんをはじめとした家畜のふん尿を焼却して、それで発電をして経営対策にもつなげていこうという話がございまして。

これはこれで本当に重要な取組でございまして、県下の関係業界が一つにまとまって、一定量以上の鶏ふんを集めて、それを経営ベースに乗せるための取組を求められておると思えますけれども、一方において鶏ふんというのは、御案内のとおり臭いがきつい。あと、今のような田植から稲刈りまでの間の期間でそんなに必要がないらしいですね。そういった期間どこかに置いとかなければならないわけですが思いますが、鶏ふんというのはどンドンドンドン恒常的に出てくるものでございまして、たまればたまるほど臭いの存在が出てくるということで、地域によっては悪臭の問題がかなりあるとも聞いております。こういった悪臭対策というのは環境部局になりますけれども、やはり経済振興とか畜産業

を支えるという立場になると畜産部局ということで、この部局同士の連携も課題であるかと思えます。

このような中で、鶏ふんをはじめとした家畜のふん尿による悪臭対策等の課題解決に向けて、ライブストックエネルギー活用協議会等の取組をどのように支援していかれるのか、あるいはこういった悪臭対策全般について、今どのような課題を県として把握しておられて、どういった解決策を見出しておられるのか、お伺いをいたしたいと思えます。

東城家畜防疫対策担当室長

委員から、本県における畜産バイオマスの利用の取組について御質問を頂きました。

委員からは鶏ふんという話だったんですが、全般的に畜産のところから入りますと、畜産分野におけるバイオマスは家畜排泄物の有効利用というところになります。他の産業と比べまして有機性資源として利活用される割合が高いのが特徴でございます。

本県においても、家畜排泄物の堆肥化处理によって、有機性資源としてそのほとんどが農地還元され、肥料として有効利用されております。しかし、堆肥還元地の確保の困難な中山間地域のブローラーを中心とした畜産地帯では、家畜排泄物の有機性資源としての農地還元は限界になりつつある地域もございます。

一方、家畜排泄物のエネルギー利用技術開発が進歩し、宮崎県をはじめ国内数箇所では鶏ふん発電のボイラー実証プラントが稼働、鶏ふんの大量無臭処理が行われている現状でございます。鶏ふんの燃料利用の可能性について、県内の養鶏関係者らが本年4月、鶏ふんを燃料としてバイオマスエネルギーの利用を促進するライブストックエネルギー協議会を発足したというのは、今委員が申されたとおりでございます。

この協議会では事業実施に向け、収集可能なふんの量、それから変換エネルギーの利用用途、施設の規模等、現在、協議を重ねているところでございまして、国においても太陽光、風力、バイオマス等の再生可能エネルギーの施設整備を推進しているところでもありますので、その制度の活用も視野に入れ、今後、事業実施に向け研究を継続していくところでございます。

ということで、まだ検討を始めているところでございまして、県内の養鶏農家から集まるふんの量、それに基づく施設の規模とか場所とかを現在検討しているところでございます。

元木委員

現在研究をされておるということでございます。このふんというのは、1キログラム当たり1円でエネルギーとして買い上げていただけるということで、産廃に当たらないということでございます。

冒頭に申し上げましたとおり、農家の負担がかなりずっしりとこたえておるような経済情勢でございますので、できるだけ農家の方々に負担が掛からないようにしながら、この鶏ふんを使った発電についても積極的に県として後押しをしていただきたいと思います。

また、こういった本県ならではの独自の課題が今、目の前に起こっている中で、やはり

地域のことは地域独自で解決していかなければいけないと思うわけですが、ございますけれども、こういったことを研究する主体というのやはり必要なんじゃないかなと思っております。現在、畜産研究所というのが県にもございますけれども、機能がかなり縮小しておるように見受けられます。この畜産研究所を核としてこういった課題にも取り組んでいくべきではないかと考えておりますけれども、御所見をお伺いいたしたいと思っております。

今川畜産課長

今、委員からいろいろ、畜産研究所におけるバイオマスを含めた部分の研究ということで、取組の状況なり、今後もっと広げたらどうかという話がありました。

今まで畜産研究所におきましては、堆肥の有効な作成方法とか、その利用方法、また、成分としてどのような地域の土地に合うかとか、そういうことを中心に研究をしてまいりました。その結果、ある程度の堆肥の利用につきましては、データ上では92パーセントぐらいは農地還元ができていますと、このような状況にはなっております。

今後、今委員からお話ありましたように、バイオマスの利用に向けた研究についても、振興する立場といたしまして、研究所とよく相談をしながら進めていかないかなと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

元木委員

やはり、この分野につきましては、民間のそれぞれの事業所さんがいろんな個人の方のニーズも把握しておられますし、現場のこともよく分かっておりますので、そういった民間事業者の方々の声をしっかりと聞いていただいて、連携を密にしながらこの畜産研究所の機能強化を是非図っていただきたい、できればこういった環境の分野で畜産業界がこれから更に発展していくように経済と環境を両立しながら取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、ちょっとついでなんですけれども、新聞を見ておりましたら、下水道の整備の関係で、先日、啓発をされたという報道があったわけですが、（「新聞報道」と言う者あり）新聞報道がありまして、これを読んで地元の方から聞いていたことを思い出してお伝えするんですけれども、今、県は下水道整備率向上を一つのスローガンに掲げて取り組んでいただいております、この取組は大いに評価したいと思います。一方におきまして、個人の家庭の方々の公平性をどう担保していくのかということをもっと取り上げていただきたいという声もございます。経済と環境ということで、やはり幾ら啓発して環境に優しい徳島を作ろうと言っても、そこに経済的な利益とか損をしない形でやっていけるような仕組みを作らなければならないと、なかなかそこに乗ってこない一般の方もいらっしゃるのかなと、そんな気がいたしておるところでございます。

うちの地元の下水処理場は、今は入れてないんですけれども、下水処理場を入れますと、下水を引く家庭と引かない家庭の間に格差が生まれてまいります。県は合併浄化槽導入ということで熱心に進めておられますけれども、下水処理場でカバーされているエリアの家庭の方々の管理費用がより高くなるということもお伺いしております。下水処理場には市町村からのお金が流れているわけですが、下水処理場を入れたら清掃業者

の方が損する場合もあるとか、いろんな公平性の問題がこの問題の背後にはあると聞いております。県民の方々への啓発に当たって、この公平性の問題をどのようにお伝えしていくのが効果的であるとお考えなのか、お伺いをいたしたいと思っております。

川端水・環境課長

委員お話のありました公平性の観点ですけれども、汚水処理には下水道、集落排水、合併処理浄化槽、それぞれ種別がございます。それぞれ種別に応じて事業費も違ってきますし、地域によっては下水道で整備したほうが効率的であると。一方で、人口閑散地域については浄化槽を整備したほうが得策であると一般的に言われてございます。

現在、徳島市内周辺については下水道整備を積極的に進めているところでございますが、それ以外の地域については、浄化槽整備を進めていく市町村が非常に多くございます。事業費の話になるわけなんですけれども、下水道事業では、やはり終末処理場、幹線管渠等、非常に多額の建設費用がかかると。民家が集合しておれば、それが効率的になっていいんですけれども、人口が閑散する地域については下水道整備をすることによって非常に非効率になるということで、その地域の実情に応じて汚水処理種別を決めていこうと。そうした中で委員おっしゃったように不公平感というのが、その使用料の問題なのか、ちょっと分かりませんが、そうしたことについて我々は市町村に対して、汚水処理種別が複数ある所については、住民の公平性の観点から異なる汚水処理施設間の使用料はなるべく近似していたほうが良いという指導も現在やっているところでございます。

ただ、今回の使用料、受益者負担金、それぞれの建設費については、全て市町村が主体となって、使用料や受益者負担金徴収額を決定することとなっております、各市町村で審査会を設けて、その中で手順よく決定していったものでございますので、今後、格差が開いた部分については若干是正していかなければ、徳島県の中でも相当開きがあった場合、不公平感ということになりますので、それは今後の研究課題として検討させていただきたいと思っております。

元木委員

ありがとうございます。是非、この不公平感の是正を一つの大きな切り口にして、根本的な部分から研究をしていただきたいと思いますと思っております。

私の住む町の中だけでもかなり個人の家庭で差がありまして、そういったことをおっしゃる方がおられるのも事実でございます。以前から私も申し上げておりますとおり、法定検査の受検率が50パーセント行かないという話も、やはり根本には、一人暮らしの小さい家の方であっても大きい家の方であっても同じ負担が求められる、それも毎年ということではなかなか50パーセント以上にならないのかなという気もいたしております。

一方におきまして、実際のところ、行政だけでは対応に限界もあります。公助の限界ということもございますので、民間にできることは思い切って民間に任せていただいて、そういった個人の不公平感を少しでも和らげるような取組を県としてバックアップしていただき、この下水道の問題を前に進めていただきたいと思いますということを要望させていただきまして、終わります。

木南委員

さきに質問したんですが、県民から言われてたのを1件忘れてたので質問しておきます。

この付議事件の中に鳥獣の保護、管理に関する調査についてという点があるんですが、江戸時代に市民にとって一番の悪法は生類憐れみの令でなかったかと、こんなふうに言われております。今で言えば、動物愛護保護法だろうと思うんですが、何で江戸時代は悪法と言われたかという、ここにあるように、保護、愛護というのは割と楽で、かわいがり保護したらいいんですが、管理部分がなかった、で悪法になったんじゃないかと思います。

愛護、保護にはやっぱり管理が付きものです。この管理態勢ですね。だんだん狩猟する人の数が減っていて管理が非常に難しくなっている現状でないかと思うんです。猟友会だとか、こんな人たちの一般的な会があるんだろうと思うんですが、そこに登録された人間の推移とこれからの見通しと、どんなふうにしたらちゃんとした管理ができるのか、そこらあたりの考え方、もし準備ができてなかったら付託でも結構なんですけど、教えてほしいと思います。

小椋自然環境戦略課長

ただいま委員から、鳥獣保護、愛護に加えて管理がちゃんとできないから今の状況になってるんじゃないかと、その中で狩猟者が減ってることをどう考えるかというお話だと思います。

狩猟者ですが、これまで一番多かった年が昭和53年に6,600人ほど。実はその時は狩猟者が狩猟を主にしていただけですが、最近では、平成24年には狩猟者が2,600人。そのうち、狩猟登録という形で実際に狩猟免許を持って狩猟を行う方が2,200人ということで、当時から比べると3分の1に、それから、狩猟をやっておられる方も60歳以上が3分の2を超えている状況でございます。

一つは捕獲圧力を高めるのに障害というか、なかなか進まない現実もありまして、その中で若い狩猟者の方をこれからは作っていくべきでないかと。それからもう一つは、我々公務員でもハンターにということで、私も今年の6月は各市町村を回って、市町村の方とか農協の方も狩猟免許を取っていただけないかと、今、狩猟の免許取得促進で回っておりまして、あと、取った方が狩猟ができるように、猟友会と連携して、わなとか捕った物の後の処理の仕方とか、そういう講習を進めておるところでございます。そういうので御理解いただきながら狩猟のよさとか意義とかも周知しながら狩猟者の確保に努めて、獣害対策に取り組んでまいりたいと考えているところです。

木南委員

狩猟者が余っとるの、足らんの、適正なのという話なんですけど、今の話ではかなり足らんのだろうと思うので、愛護、保護というのは適正管理が必要だと思うんですけど、これは表裏一体で、愛護、保護にはちゃんとした管理が要ると。この管理体制を十分に作るような手立てを作してほしいということを希望して終わります。

丸若委員長

ほかにありますか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって、環境対策特別委員会を閉会いたします。（14時10分）